

デジタル統括室課長代理等専決要綱

(趣旨)

第1条 市役所課長等専決規程（昭和23年達第5号。以下「専決規程」という。）第11条第1項の規定によるデジタル統括室の各課長代理（専決規程第2条第2号に規定する課長代理をいう。）の専決事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(課長代理共通専決事項)

第2条 専決規程第3条の規定に基づいて課長が専決している次の事項については、専決規程第11条第1項の規定に基づき、当該課長が指揮監督する課長代理に専決させるものとする。

(1) 所属員（課長代理以上を除く。）の市内出張（宿泊を伴わない本市近接地内の出張を含む。）及び時間外勤務に係る命令、休憩時間の調整、休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認並びに出勤、退勤及び職務免除（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年人事委員会規則第6号）第2条第11号及び同条第11号の4に係る職務免除に限る。）に係る軽易な届出の受付に関するこ

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 I C T 戦略室課長代理等専決事項（平成28年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。